

育成選手選考規定

(一社)日本知的障害者水泳連盟

1. 対象

対象者は次の項目のすべてを満たさなければならない。

- (1) 日本知的障害者水泳連盟（以下「JSFP」という）の登録者であること。
- (2) 次のいずれかの競技会に出場し、選考時期に把握できる記録および国内ランキングとの比較で成績優秀な者。
 - ① 日本知的障害者選手権水泳競技大会（以下「日本選手権」という）
 - ② 日本知的障害者選手権(25m)水泳競技大会（以下「日本選手権(25m)」という）
 - ③ ジャパンパラ水泳競技大会（以下「JP 大会」という）
 - ④ パラ水泳春季記録会
 - ⑤ 日本身体障がい者水泳選手権大会
 - ⑥ JSCA 全国知的障害者水泳競技大会
 - ⑦ その他 INAS、IPC、FINA 規則などによる公認大会
- (3) INAS、IPC ライセンス登録に意思のある者。
- (4) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (5) トップアスリートとして礼儀と規律を遵守し、本連盟育成選手に相応しいもの。

2. 育成選手の決定

(1) 育成選手の決定

- ① 育成選手は選手強化担当が推薦し、選手選考委員会で決定する。
- ② 決定された選手は JSFP 育成選手として登録される。
- ③ 育成選手の決定にあたっては、選手から参加の意志と健康状態などがわかる資料等の提出を求め、選考合宿等の状況を参考に決定する。

(2) 育成選手の推薦

対象となる上記の①～⑦の大会の記録が、前年度国内ランキング 20 位以内、かつ別に定める基準記録に到達している 22 歳以下の選手の中から推薦する。ただし、12 歳から 18 歳までの選手についてランキング 20 位以内に該当していなくても、将来性を考慮し推薦することができる。

(3) 育成選手の人数

育成選手数は、予算など諸条件を勘案し選考委員会でその都度決定する。

(4) 育成選手の追加

年度内の JP 大会、日本選手権・日本選手権(25m)等において、育成選手の条件に該当する選手があった場合、必要に応じてその都度推薦し決定することができる。

(5) 育成選手の取り消し

- ① 育成選手の遵守事項を守らなかった場合は、育成選手の指定を取り消すことができる。
- ② 怪我、故障等で選手活動の続行が困難と判断した場合は、指定を取り消すことができる。

3. 育成選手の遵守事項

育成選手は下記の項目を遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内大会への参加
- (3) 指定された連盟主催等行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) IPC、(一社)日本知的障害者水泳連盟、FINA、(公財)日本水泳連盟の規則
なお、特に FINA、日本水泳連盟競技者資格規定などは準用されるので注意が必要である。

4. 費用負担 合宿および国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、寄付や助成があるときは軽減されることがある。

5. 育成選手の選考は、「選手選考委員会規程」に準ずる。

附則 1 本規定の改廃は理事会の決議により行う。

2 本規定は平成29年6月11日より施行する。

育成選手 基準記録

	男子	女子
100m自由形	1:00.00	1:20.00
200m自由形	2:20.00	2:45.00
100m平泳ぎ	1:18.00	1:40.00
100m背泳ぎ	1:15.00	1:32.00
100mバタフライ	1:08.00	1:28.00
200m個人メドレー	2:35.00	3:10.00